

令和 2 年 4 月 1 6 日
在デンマーク日本国大使館

主としてグリーンランド在住の日本人のみなさまへ
グリーンランドの封鎖措置の更新（新型コロナウイルス関連情報）

4 月 1 3 日、グリーンランド自治政府は、社会封鎖措置（渡航制限の延長など）に関する更新情報を発表しました。概要は以下のとおりです。

（自治政府ホームページ（デンマーク語））

https://naalakkersuisut.gl/da/Naalakkersuisut/Nyheder/2020/04/1304_retningslinier

1 渡航制限

（１）グリーンランド自治領内の全ての移動，およびグリーンランド発着の渡航については，警察及び自治政府医療当局の承認を得たものを除き，引き続き 4 月 3 0 日まで停止する。

（２）地区間の移動は強く禁じる。

（３）一つの地区内の不要な移動も強く禁じる。必要な移動とは，ビジネスやその他の社会機能維持を目的とする移動などである。

2 4 月 1 4 日 0 時 1 分から 4 月 3 0 日 2 3 時 5 9 分まで以下の措置が効力を持つ。

（１）自治政府医療当局からの全ての保健医療の専門的アドバイスを守ること

（２）ヌーク市においては 1 0 人以上の集会は引き続き禁止

（３）ヌーク市を除くグリーンランドでは引き続き集会は最大 1 0 0 人までを推奨

（４）ヌーク市を除く小学校と，グリーンランド全土の教育機関は，特別な指示と以下の前提に基づき段階的に再開する。

- ・生徒が通学のために地区をまたいで移動しないこと

- ・自治政府医療当局のリスク評価に変更がないこと

指示は以下に配慮しなくてはならない。

- ・例えば学校施設の敷地全体や学校開校時間を最大限利用するなどして，児童・生徒のまわりに可能な限り広いスペースをとること。

- ・全ての衛生アドバイスが可能な限り忠実に守られること。身体的距離，手洗い衛生，手指消毒等。

- ・学校の児童・生徒受け入れ再開は段階的に行うこと

- ・食堂は店舗に求められる衛生基準を満たすこと

(5) 公的セクターと民間企業の両方の全ての職場は、5月1日まで可能な限り多くの人が在宅勤務することが推奨される。

(6) ヌーク市については身体的接触に関する勧告を含む企業に関する現行の措置が引き続き有効である。

- ・店舗のオープンに関する指針は引き続き有効であり、大規模センター内の、個別の入り口を持たない店舗のためのオープニングに関するガイダンスが導入予定。

- ・ヌーク市の学校とデイケア施設は引き続き閉鎖。状況が変わらなければ、来週(第17週)から少しずつ学校とデイケア施設を再開するよう準備が行われる。

(7) リモート授業は同じレベルで続行する。最終学年の試験の準備と試験実施に向けた準備が行われる。

<感染者数>

4月16日14時現在でのデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。

(国立血清学研究所より)

感染者数 合計 7074名

デンマーク 6879名 (死亡者321名、治癒者数3023名、検査人数累計82380名)

フェロー諸島 184名 (死亡者0名、治癒者数169名、検査人数累計5765名)

グリーンランド 11名 (死亡者0名、治癒者数11名、検査人数累計978名)

<当館からのお願い>

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
(デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。